人権講座

知っていますか？

しょうがいしゃさべつかいしょうほう

障害者差別解消法について

令和4年の障害者差別解消法改正により、民間企業にも合理的配慮が義務化されました。

この機会に「障害者差別解消法」と「茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例」について、基本的な考え方や具体例を学び、私たちができることを一緒に考えましょう。

【日　時】2026年 12月12日(土)午後2時～午後3時30分

【会　場】豊川いのち・愛・ゆめセンター　本館 2階 会議室

【定　員】20人

【講　師】関西 ＳＴＳ 連絡会　伊良原 淳也 氏

【申　込】2026年12月9 日(水)午後5時までに申込フォーム、電話、FAX、来館、電子メールにて(※FAX、電子メールで申込む場合は講座名、氏名・年齢・住所・電話番号を明記してください。)

【お問い合わせ・申し込み】
茨木市立豊川いのち・愛・ゆめセンター
住　所：茨木市豊川4丁目4番28号
電　話：072-643-2069
ＦＡＸ：072-641-4804
E-mail：toyokawa_ai@city.ibaraki.lg.jp

ホームページ

もうしこみフォーム